

サイバーブリングとネット上いじめ問題

吉田 雅 巳

千葉大学教育学部・大学院人文社会科学研究所

Dissemination of Cyber Bullying and its Variant in Japan

YOSHIDA Masami

Faculty of Education, Graduate School of Humanities & Social Science, Chiba University

本稿では日本におけるネット上いじめ問題を海外のサイバーブリング (CB) 研究を参考にしながら考察した。CBは決して校内だけで起こる問題ではなく、そのため学校の認識や対応の準備が生まれにくい。また、「発見」「対応」はともに、方法的、技術的、組織的に困難な問題である。そこで本稿では、海外知見を参考に、学校の対応としての「対策」「介入」を紹介し、学校における議論の焦点化をはかるための資料を提供した。

This article argued about bullying seen in online communication by referencing preceding Cyber Bullying (CB) studies in foreign countries. The CB involves activities outside the school environment, and it is difficult to address concerns and measures by staff members in a school. In addition, both “detection” and “measures” are difficult approaches in terms of methodological, technical, and organizational aspects. Therefore, in this study article, the author tried to introduce “addressing” and “intervention” as required actions of a school by referring to foreign research findings, and offer materials that could assist to focus discussion targets in schools.

キーワード：サイバー社会 (Cyber Society) 携帯電話 (Cellular Phone) ネットいじめ (Cyber Bullying) 対応 (Measures)

1. はじめに

最近の日本の学校調査では、どれも概ね10%の児童・生徒がネットいじめ被害にあっていると報告されている。一方、海外の調査結果を見ると国を超えて(米, 英, カナダ, 豪) 20%程度の子どものネットいじめ被害を経験しており、今後日本におけるネットいじめ被害報告の増加が懸念される。

この『ネットいじめ』については、自殺や暴行、報復などの凄惨な事件報道がきっかけで現代社会に知られるようになったが、教育現場での理解は広がっているとは言えない。特に、認識の点では、米国やコモンウェルス諸国ではCB (Cyber Bullying) と呼び、校内でのいじめや暴力行為のSBV (School Bullying and Violence) と併せて、深刻な喫緊に取り組むべき学校の教育課題と位置づけられているのに対して、日本では学校を取り巻く社会問題の一部として意識されているレベルに留まっており、実効的な対応がほとんど整備されていない。一方、学術知見では、SBVの1/4がCBに移行すると報告されており、青年期特有の行動様式モードとして注目すべき対象となっている (Beran and Li, 2005; Li, 2007)。そこで、本稿では『ネットいじめ』の特徴を、主に研究の進んだ海外の知見を基に考察し、学校課題として位置づけられているCBとして議論を進める。

日本でのCBを海外の知見と対比して理解する際の注意点として、他国にない高度なメディアサービスの存在

がある。海外では、インターネットと携帯電話・SMSの間には比較的明確な利用区分があるのに対して、日本では携帯電話経由でインターネットに接続することが常習化し、PC利用のメディアアクセスと情報共有できる環境がある。また、それにより他国にない高度な匿名性が携帯電話にも齎され、メール、メッセージボードだけでなく、SNS, IM, チャット, Twitter, プロフ, ブログなどCBの場が広域化している。

筆者は、2008年度の千葉県内での教員再研修教室で聞き取りを行ったところ、携帯電話の校内持込を認めている学校は13%、条件付けで認めている学校は42%、認めていない学校は45%であった。また、校則を破って校内で児童・生徒が携帯電話を隠し持ち使用していると感じている教員は12%、校内でのCB事件を経験した教員は31%であった。このCB事件の経験データは海外の調査結果とほぼ同様の結果で、日本における児童・生徒を対象にした調査結果での被害報告データが限られるのは不思議で、表面化していない事例が存在する可能性に注意が必要である。

2. コミュニケーション様式の変化

CBの原因を、『情報通信メディアの登場と、それにより変化したコミュニケーション形態の問題』と短絡した意見をよく耳にする。

コミュニケーションの変化について考えてみると、インターネットやブロードバンドが普及する以前は、コミュニケーションの頻度・情報量・内容は限定的で、地

縁、血縁が主な対象であった。しかし、現在は従来まで対面で会ったり、手紙を送ったり、電話をかけたりのものが、電子メールや電子掲示板・ブログ・SNS等の手段でも交流ができるようになり確かに変化している。このネットワークを媒介にしたコミュニケーションは、その利便性から、併せてコミュニケーションの頻度も増大させ、さらにはブロードバンドにより大容量の情報量のやり取りも容易に実現できるようにしている。その様相は、総務省の昨年実施した日本国内の調査で、「現代人がコミュニケーションの内容、用途をどのように選択しているか」という形で調査されている（NTTデータ経営研究所，2007）。そこで、この結果とブロードバンド導入初期の中学・高校生のコミュニケーション選択の実情*を対比させてみた。地縁・血縁コミュニケーションに暮らしている生徒が突然ブロードバンド社会に入り込む条件設定は国内では不可能で、本研究では、海外の僻地校を対象にした研究知見を参考にした。

図1は、日本のブロードバンド利用者（10代—60代：黒線）と、海外のブロードバンド導入時の生徒（中学・高等学校生：灰線）のコミュニケーションの方法選択傾向を対比して示したレーダーチャートである。4つのコミュニケーションからの選択を4つの場面で比べており、日本におけるブロードバンド普及の影響を推察できる。上部2つのグラフはコミュニケーション様式を選択特性に関係し、下部2つのグラフはコミュニケーション選択の変化に関係している。

図2は対象の生徒たちが、日常利用するようになったネットワークサービスの調査結果である。彼らが急速に広範囲のサービスに適応したことがわかる。加えて、図1の灰線から、ブロードバンド普及により以下のような変化が生じたことが推察できる。

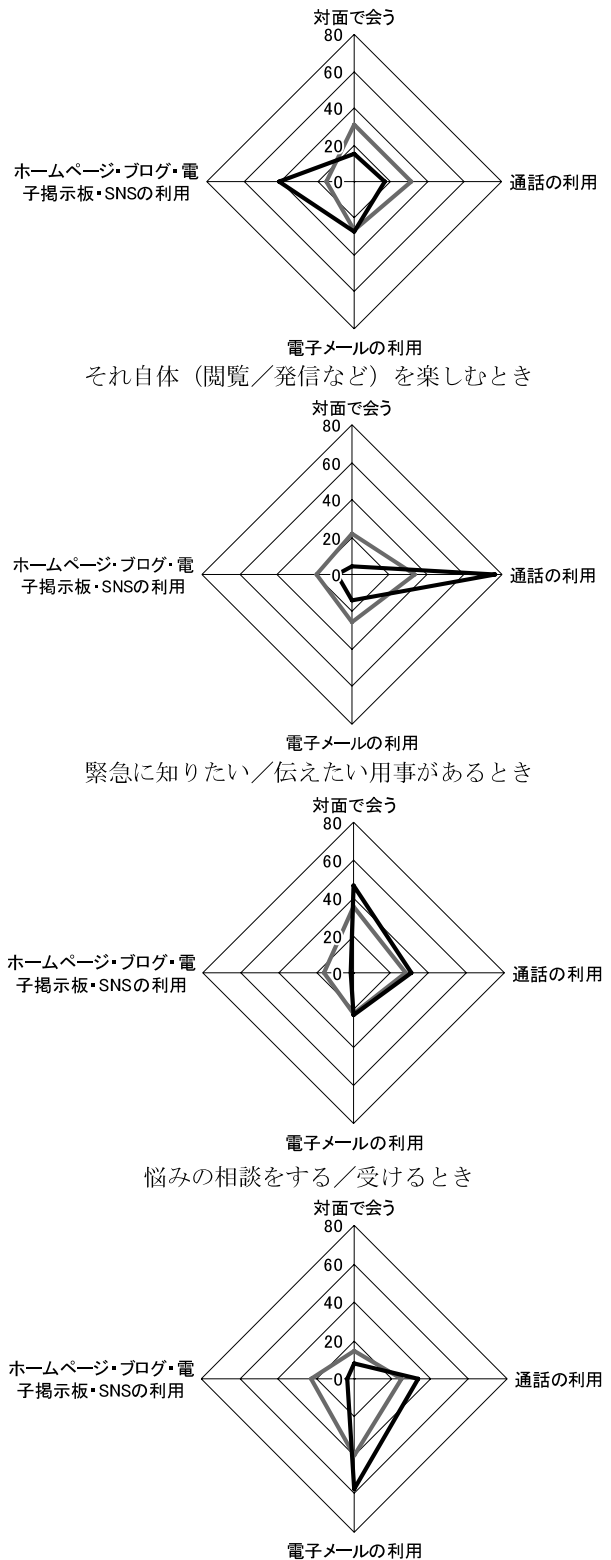
- 1) 場面に応じたコミュニケーション方法の選択で明確な選択傾向が見られるようになった。
- 2) 対面や電話を利用する楽しみ方が減り、ウェブアクセスを楽しむ人が増えている。
- 3) 悩みの相談など個別の事情がある話では、公開ネットサービスを使わなくなっている。
- 4) 普段あまりコミュニケーションのない相手にネットで話したり、直接会ったりしなくなっている。

まとめると、以下のようになる。

- a) 初期には、人間関係を広げるための活動が盛んで、公開サービスを利用しやすい。

*タイ国僻地における、国際共同研究で得られたデータより。特殊設備を導入し、中等学校をブロードバンド接続し、国内中等学校最速の海外接続スループットを提供した（Yoshida, 2008）。対象校は、県内有名校で、生徒の半数は校内の寄宿舎で生活する。校内にはワイヤレス接続サービスがあり寄宿舎にもコンピュータ室があるが、学校は街から離れた僻地に存在する。生徒のほぼ全員が携帯電話を持ち、半数が個人用ノートパソコンを所有する。これによりブロードバンド導入期の日常生活も含めた学習環境の条件制御が可能となり、コミュニケーション変化の様子を観察できた。調査結果はブロードバンド接続3カ月後のものである。

- b) メディア利用が成熟すれば、相手によりコミュニケーション手法を使い分けるようになる。
- c) メディア利用が成熟すれば、コミュニケーション手段としての「ホームページ・ブログ・電子掲示板・SNSの利用」の利用機会は減る。反面、ウェブサービスそのものを楽しもうとするようになる。



普段はあまりコミュニケーションをとらない相手と話すとき（黒線：総務省調査2007、灰線：ブロードバンド導入時2008）

図1 場面の違いによるコミュニケーション方法の選択

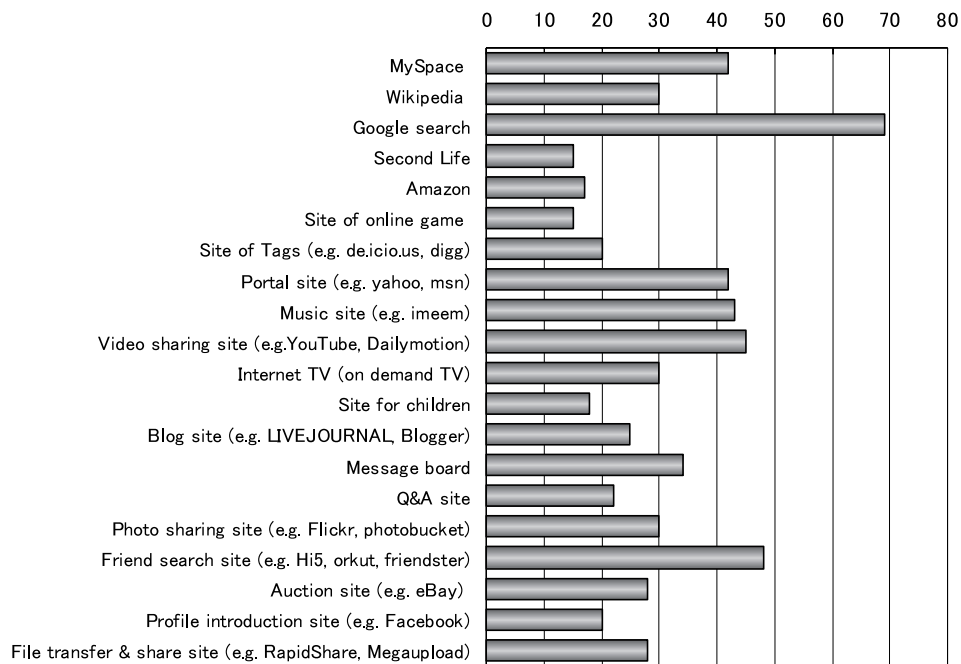


図2 よくアクセスするサイト

よく、CBはサイバースペースを知らない児童・生徒が無知に利用した結果起こる問題であると憶測されることがあるが、現実はそのようではない。サイバースペースの情報は豊かで、生徒は利用の初期段階から様々なサイトに選択的にアクセスして適応している。また、その機能を利用し、積極的に現実社会の地縁、血縁からコミュニケーションを広げる活動に取り組んでいる。一方、コミュニケーションの選択は、ブロードバンド導入初期のほうが曖昧で、サイバースペースに慣れた日本のユーザーの、コミュニケーションを選択的に利用している。従ってCBは、変化したコミュニケーション形態の中で混乱して起こる問題ではなく、交流している児童・生徒の行為の問題と理解できる。

3. 変化したコミュニケーションの実態

このように拡張したネットワーク社会は、実社会の交流様式を変革した。例えば、駅での友人との待ち合わせは、かつては時間厳守の重要な約束事項であったが、今では待ち合わせ場所と時間の目安に過ぎず、実際には携帯電話で連絡が取り合えるので、少々の遅刻も容認されるようになった。このようなメディア環境に慣れた若者たちは、お互いに全く知らない同士でも協調して行動できる。ハワード・ラインゴールド氏はこのような若者を携帯電話時代の問題児としてではなく、「これまでには絶対にあり得なかった社会契約の形を生み出し、出会い、交流、労働、戦争、売買、統治、創造といった人々のあり方に深く関わった新しい社会相互作用を形成する人類」と理解しスマートモブズ (Smart Mobs, 「賢い群衆」という訳もある) と呼んでいる (Rheingold, 2002)。スマートモブズ研究からは、情報交流では協調することに意義があることや、情報利用主体の能動的、受動的姿勢が及ぼす強い影響などが報告されていると同時に、集団的知性 (Collective Intelligence) の形成に関係して

いるという見解もあり、一方的にこのような特性を問題視し、否定することはできない。

米国のプログラマー、ダブ・コールドマン氏は友人から友人につながるネットでの友人関係を地図上に描く試行を行った。3段目から4段目に至る段階で、友人の数は急激的に増え、一個人が結果的に世界全体の5,000もの友人とつながることが判明した (Coleman, 2003)。このように『ゆるい』友人のつながりが常に存在する状態は、ウェブやメールだけではなく、日本ではサイバースペースとつながる携帯電話の特性としても存在し、バーチャルな集いが生じやすい。

一方、児童・生徒はいつも一緒に行動し、付き合う人間も仲間うちで決め、特定の話題を深めるようなクリーク (clique) の特性を持つ。今では、スマートモブズの彼らはサイバースペースに展開し、メディア情報交流に没入しやすいオンライン・クリークと変化している。クリークは、しばしば彼らのルールを通して、選ばれた集団であることを誇示する (Terdiman, 2003)。そこには排他性や、メンバー意識、メンバー以外への守秘などCBの根源的な心理要素が多数内在する。

まとめると、「ゆるいつながり」の広がりやクリークが成熟したメディア環境下で生ずる日本のCBの特徴であり、瞬間的な交流やそれを基点とした文化が生まれやすい環境が受け入れられているからこそ、映画「着信あり」が怖い所以でもあるといえる。

4. 情報モラルの等価性と特異性

米国における代表的なCB研究と関連ウェブサイト運営するウィーラード女史は、CBを攻撃の特性に基づいて分類した (Willard, 2005)。表1は、それをもとにまとめたものである。

情報モラルを専門とする玉田女史は、「情報モラル」と「日常モラル」の等価性を提言している (玉田和恵、

表1 CBの特徴

炎上	実社会と異なり、絵文字の多用や乱暴な表現で容易にサイトが炎上する。激情化表現が連鎖することによる影響が大きい。炎上させることを好むユーザーをトロールという。
ハラスメント	攻撃的メッセージを個人やグループに繰り返す。対象に対して、直接に攻撃が行われる。
扇動	不特定のユーザーを扇動するメッセージを書き込む。特定の者を対象にした噂やゴシップを広め、評判や友人関係を壊す。
成済まし	他人に成済まし、メッセージやデータを登録する。対象者に迷惑をかけたたり危険を及ぼしたりし、さらには評判や友人関係への損害を及ぼす。
暴露	個人的秘密や写真などが公衆に曝されること。携帯を使ったメッセージや写真が使われることが多い。他者の携帯の記録を見ることは暴露の過程の一部である。
策略	他人に秘密を話させたり、暴露を求めたりして、それをオンラインに公開する。
排除	誰がメンバーの仲間で、誰が除け者かを明示する過程。女子に多く、チャットルーム、メールグループなどグループの構成が基盤にある。
サイバーストーキング	執拗なハラスメントを繰り返し、不安や明らかな恐れを生む。この場合、オンラインでの攻撃が現実社会での不安や攻撃に移行しやすい。

表2 「ネットいじめ問題」に対する4つの呼びかけ

- 1) 知っていますか？教えましたか？：利用の実態に目を向ける
子どもが利用できる携帯電話・ネットの中身
携帯電話・ネットの危険性
- 2) 約束しましたか？：情報モラルについて学ぶ
携帯電話・ネットでははならないこと
情報モラルについて
- 3) 聞いてみましたか？：チェック体制の強化
子どもがネット上のいじめで悩んでいないか
携帯電話・ネットの間違った利用をチェックする活動
- 4) 学校と相談していますか？：いじめられた子どもを守り通す
携帯電話・ネットによるいじめにあったときにしなければならないこと

2007)。適正な活動を行うための基となる考え方と態度について、オンラインと日常間に同様の目的が設定でき、適宜日常生活に置き換えてその非合理性に気づかせる手法で行う「情報モラル教育」の必要性を主張している。しかしながら、表1の、扇動、暴露、策略、排除などは、日本のSBVでは、議論の対象に留まり、「いじめ」としての判定が難しく、CBとしての位置づけの認識を高めることは容易ではない。

英国で行われたCBの調査結果からは、男子ではSMSでの嫌がらせが最も多く、女子では携帯通話での嫌がらせが多いことが報告されている。これは、ハラスメントや、サイバーストーキングに関係し、CB認識が持ちやすい。しかし、精神的には被害者生徒は写真・ビデオを使った嫌がらせに最も強く心的被害を感じていた (Smith et al., 2006)。実際、千葉県内での教員研修でも、異性交際の写真公開による深刻なCB被害があったことを現場教員から伝え聞いた。写真の公開は、肖像権の問題としてでなく、暴露であり、行為の問題であるというCB理解が必要である。ここにCBの特異性がある。

技術革新によるネット利用の広がりや、教育にこれまでにない広範囲で深遠な情報交流の可能性を齎し、学習における利便性を高め、児童・生徒の主体的な学習を伸張させる「ネットエンパワーメント」といわれる現象を

導いている (佐藤佳弘, 2007)。このネットエンパワーメントは、同時に個人のオンラインでの自意識を肥大化させ、善用にも悪用にも平等に効果を発揮するようになった。SBVと等価に見えても、CB環境では、個人の行為が肥大化したり、影響が簡単に拡大したりすることを考えると表1の特徴の各項目はどれも深刻な問題として位置づけ対応すべきである。

このように、CBはネットエンパワーメントの一側面であるが、世界的規模での情報交流と知的社会を促進するネットエンパワーメントも教育上重要であり、学校や家庭が、単に携帯電話やコンピュータを児童・生徒から取り上げたり、交流から遠ざけたりすることでは意味がないといえる。

5. 対応

日本のCBの現場対応は海外に比べて遅れているといえる。残念なことに、CB対応の各プレーヤー (学校、教育委員会、警察、加害児童・生徒、被害者の保護者など) にとって、CBが直接の関心や責任の外にある場合が少なくない。

5.1 文部科学省の対応

重なるCBが関係した児童・生徒の被害、自殺などの問題に対応して、文部科学省は、『「ネットいじめ問題」に対する4つの呼びかけ』を提言している（表2、文部科学省、2007）。

本提言は保護者に向けたものであるが、学校の関与も4)で言及されている。

5.2 海外における対応知見

CB対応については非常に面白い研究領域が存在する。研究対象がネット社会なので、その対策としてウェブサイトなどのオンラインの手法が積極的に使われている。同時に、対応についての情報交流も国を超えて迅速に議論されており、オンラインでの非同期・多国籍からの参加者による学術会議も存在する。そのため、対応についての基本部分は世界的に共通した認識が形成されている。

以下は、知られている一般的な準備作業である。CBが起こる前に校内ルールの制定が必要である（Willard, 2004）。

- a) 教育委員会の方針設定
- b) 校内ルールの制定
- c) 生徒の声を組み入れたルール作り
- d) ルールの評価
- e) 早期介入

なお、厳しいルール（不寛容・毅然）を制定した場合には、除外規定下の活動を警戒したり、ルールに抵触して否定的なレッテルを貼られたときの心理的影響に、配慮が必要である。一方、それでもルールに触れないところで発生する被害がしばしば事態を悪化させている。それだけに、d)ではルールを適宜見直しする機能を持たせる必要がある。

海外の知見では、対応は「対策」と「介入」に分けられる（表3参照）。

「介入」には、必ず実施主体があり、この点で日本で考えられている対応とは大きく異なる。しかし、「介入」は「発見」と併せて、極めて重要な対応として位置づけられており、今後日本における研究開発・施策の投入が期待される分野である。

以下、海外の知見を基にし（主に米国の事例から（Feinberg, 2003; Jackson, 2006; Willard, 2004, 2007））

表3 学校のおこなう対策と介入

学校のおこなう対応	
学校の行う対策	学校の行う介入
1. 参加型学校計画立案	1. 証拠の保全
2. 事態の確認と外部評価	2. 危険度の判定
3. 対いじめプログラムの実施	3. 校内・外での対応の検討
4. 方針と実施の見直し	4. 犯人の特定
5. 専門家の開発	5. 被害者の保護
6. 保護者の教育	6. 交流遮断の指導
7. 授業での教育	7. 非公式な解決戦略の模索
8. 評価	

日本の学校事情の違いを勘案して修正しまとめた「対策」と「介入」を示す。

5.3 学校の行う対策

5.3.1 基本方針

以下CB対策の基本方針を示す。

- ・教員、児童・生徒、保護者、地域の、CBアウェアネスを高める
- ・教員、児童・生徒、保護者、地域に対して、どのようにCBを予防し、反応するかを教える
- ・保護者が事態を掌握できる能力を持つ
- ・暴力や自殺を誘引する深刻なCBを、如何なる形でもいいから通報してもらうために、分析し、計画立案を行う
- ・学校外でのCBに注目し、地域と連携した効果的な対応を開発する

5.3.2 対策の詳細

以下は対策の詳細である。

- 1) 参加型の学校計画立案
 - ・学校の安全計画にCBを組み入れる
 - ・地域のネット専門家を安全委員会に加える
 - ・他の学校外委員の任命：PTA、民生委員、法の執行者（警察や弁護士）
- 2) 事態の確認と外部評価
 - ・生徒の被害率の調査、校内外のCBの場の調査、通報が出にくい要因の研究
 - ・外部機関の調査への参加。インターネット調査への参加など。
- 3) 対いじめプログラムの実施
 - ・真髓的、権威的ルールではなく
 - ・いじめに対するクラスメートの規範として
 - ・クラスメートの介入技能を高める
 - ・生徒の通報に対して効果的な学校経営からの反応が取れるように。通報を奨励する。職員は通報があった際に効果的な初期反応をしなければいけない。
- 4) 方針と実施の見直し
 - ・インターネット・携帯電話利用の方針で、特殊な『利用（所持ではない）』を禁止する。たとえば、個人用のコミュニケーションデバイスを用了学校での攻撃的なメッセージの作成禁止、他の生徒が嫌がるような映像の撮影禁止など。
- 5) 専門家の開発
 - ・地域毎に、CBの課題、情報、対応に精通した教員を育成する
 - ・各校の経営担当、カウンセラー、司書、ICT教員が基本的なCB理解をする
 - ・他の教員にはCB関連事項の注意を与える。特に発見について。
- 6) 保護者の教育
 - ・CBの避け方、子どものCB被害についての、発見、介入の方法
 - ・子どもがCBに加担した時の：潜在的帰結、学校の懲戒、家族の社会的信用失落、訴訟、刑事罰等についての知識

- 7) 授業での教育
 - ・CBを「日常生活指導」や「SBVの予防」の授業に組み入れる
- 8) 評価
 - ・CB予防・介入プログラムを定期的に評価し、効果を確認する

5.4 学校の行う介入

以下は介入の詳細である。

- 1) 証拠の保全
 - ・証拠は介入の正当性を示すために重要で、特に法的対応には必須である
 - ・保護者、生徒、職員に対して、PCや携帯電話での証拠保全の方法と、それを行う重要性を指導する
 - ・必要であれば技術的支援を保護者に提供する
- 2) 危険度の判定
 - ・CBの通報があれば、暴行、自殺などにつながる危険性の判定を行う
 - ・危険なメッセージが見えたり、何らかの被害が存在すれば、法の執行官（警察など）に連絡する
- 3) 校内・外での対応の検討
 - ・CBが学校と直接的つながりがあるかを判定する。校内での行為と関係があれば、懲戒手続きの可能性はある。
 - ・もしメッセージが校外からのもので、校内で重大な被害が生じていなくても、被害者への支援の提供可能性を検討する。
- 4) 犯人の特定
 - ・技術的支援を得て、犯人を特定する
 - ・犯人が匿名のことは多い。時には他人に成済ましていることに注意をする。
 - ・もし、家庭にメッセージが来ていれば、保護者に技術的サービスを提供する
- 5) 被害者の保護
 - ・学校が懲戒を使うことができなくても、生徒と保護者に学校ができる支援や援助を今後行うことをはっきり伝える
 - ・カウンセリング、癒し、技術支援を提供する
 - ・他の方法を目指す：地域の支援サービス、公的支援、法的措置
- 6) 交流遮断の指導
 - ・児童・生徒が家庭のコンピュータや携帯電話でメッセージを受けている場合には、保護者にどのように書き込まれたメッセージを削除し、加害者の利用停止をさせることができるかをアドバイスする。必要であれば技術的支援をする
- 7) 非公式な解決戦略の模索
 - ・加害者の保護者に会い、協力を求める
 - ・加害者の保護者が公の聴取に応じなくても、協力してくれると仮定する
 - ・校内でのカウンセリングや癒しを促進する
 - ・CBは子どもの心を傷つけることを理解する。加害者と被害者の両者のために、事態掌握の基点を探す。

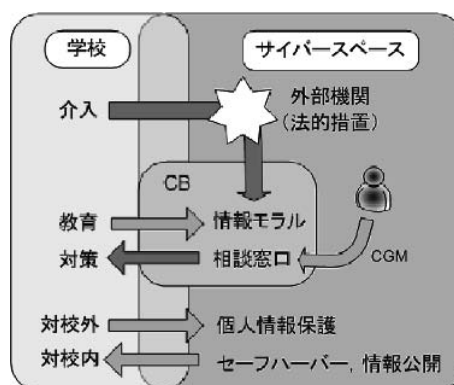


図3 対サイバースペースに向けた学校の体制

6. 学校の体制

学校経営の観点でCBの準備として以下の校内体制を準備することが重要といわれている（Willard, 2007）。

- ・能力：教員がCBに関わることが許されているのか。そのための能力開発を行っているか。
- ・権限：学校はCBの結果に基づき懲戒できるのか
- ・責任：教育委員会や学校は妥当な予防策を講ずることができるのか。

これは、CBに対する学校の基本姿勢に関係した重要事項で、先に述べた対応の数々はこの基盤の上に構築することができる。

日本の学校はこれまで不審者の校内立ち入りや個人情報の保護への対策等で社会に対して閉鎖性を高めてきた。しかしCBは既に児童・生徒の日常レベルでも関与している社会的な課題である。学校はCB発見後は、他の校内課題に見られない広域で（comprehensive）実効力のある対応が緊急に求められる。文部科学省の提言4）の「子どもを守り通す」を実現するためには、普段の学校の対外姿勢が、対応の質に大きく影響する。

そこで以下に、緊急に検討すべき事項を列挙した（図3参照）。

これを見ると、対サイバースペースのための準備より、サイバースペースから学校への働きかけへの準備が極めて限られていることがわかる。

- 1) 対サイバースペースでの行動を教える「情報モラル」指導に対して、サイバースペースから対学校に向かう「相談窓口」の設置を行い、CB発見の実効性を高める。
- 2) 対校外対策としての学校の「個人情報保護」方針に対して、学校が外部と情報交流するための「セーフハーバー」や「情報公開」方針を明確に設定し実施する（Willard, 2004）。さらには、セーフハーバーなどの内容に『CBが発見された際には、5.3.2の4）に

〈セーフハーバーとは〉

自主規制を設定し、それを組織が遵守することを自己宣言するもの。教育委員会などと相談して決定するのがよい。

- ・制定したルールの裁判での援用も可能
- ・規定理解の難しい事項について具体的なルールの形で利用可能範囲を明言できる
- ・ルールが破られた際の具体的な対応を明記できる

述べた「適切な利用」を超えたという事由により、被害児童・生徒の保護のために外部への情報提供と積極的な協力を行う』旨を明記する。これは、原理や原則に基づいた「個人情報保護」に対する、「被害停止」を尊重した緊急施策の根拠となるもので、一対となって事前に公開されていることが重要である。

- 3) 介入の際に連携できる外部機関とあらかじめ連絡・調整を行っておく。

7. 日本におけるCBを取り巻く環境

7.1 組織的研究機関

スマートモブズとメディアリテラシー、ネットエンパワーメントに見られる善用と悪用など、CBはサイバースペースの教育活用と密接に関連した複合領域の研究対象である。

筆者が顧問であるタイ国教育省には、ICT教育を振興・支援するタイランドサイバーユニバーシティー(TCU)が設置されている(Thailand Cyber University, 2006)。TCUでは、国内の大学や研究所の機能を活用した中核研究とサービス開発が行われ、eラーニングや、学術資料の共通サービスの開発・提供に加えて、組織間連携・単位互換の調整、様々な学年の生徒たちの交流ツールの提供、学習資料の共有サービスなどの教員、生徒の交流拠点として存在する。日常的に学校間・生徒間で情報交換が行われているので、現状CBに関する事例や意見交換は迅速に議論され深刻な問題となっていない。またTCUは、海外のICT教育中核研究機関とも機関連携しており、たとえCBが問題化しても、迅速な情報収集、研究・サービス開発が可能で、日本でもこのような組織的な交流チャンネルの設置や、研究・サービス開発ができる機関が存在すると6に示した「能力」、「権限」、「責任」の実効的な対策を示せるようになるであろう。

7.2 対応の試行

日本のCBは、研究レベルではまだ端緒であるが、これまで様々な対応が試行される中で以下のようなことが知られるようになった。

- ・CBを自動で検知するシステムの場合、関係の無い情報を大量に収集してしまったり、検知をすり抜ける隠語を感知できないために効率が悪い。結果的には校内関係者や担任教師、保護者、友人など被害児童・生徒に極めて近い存在でないと読み取れないようなメッセージが少なくない。
- ・ウェブサイト『予告in』開発の矢野さとの氏は、「2chで犯行予告を探し、通報しているボランティアは多い。そういった“ネット上の良心”をリソースに、人手で探す人海戦術のほうが、より精度が高いだろう」と考え、CGM(Consumer Generated Media, 利用者構築メディア)型防犯システムを発案している(ITmedia, 2008)。
- ・ほとんどのCBの加害者は善悪の基準は知っている。知らなくて起こる問題ではなく、知識が適用されることが課題である。知識の欠如で起こる問題ではなく、知性の欠如の問題であるといえる。したがって、いく

ら校則を作り指導しても、それが感じられる環境が必要である。言い換えれば、健全性は安定性(規則など)からではなく流動性(サイバースペースの実用環境での活動)から生まれているといえる。そこで、学校はサイバースペースに対してCGMとのゲートウェイとなる具体的な窓口を作るべきである。児童・生徒は倫理的決定を、行為とその因果から学んでいる。学校の広範囲な通報受託システムの存在は、CBの抑止として有効である。

7.3 まとめ

筆者は6に実効的なCB対応を行うための準備要件を示したが、学校が直ちに実現することは決して容易ではない。

そこで、筆者は学校のCB意識化のための検討事項として、以下のチェック項目を提案した。

- 「ねっといじめ問題」に対する学校経営への呼びかけ
- 学校にCB相談窓口がありますか。
 - それは、ネット内の例えば、学校HPなどにわかりやすく公開していますか
 - 相談窓口へのコンタクトのために、ネットで使われている方法が用意されていますか。
 - 望ましいネットでの活動を指導する「情報モラル」の資料は、電子データで用意されていますか。
 - 資料の概要などを、学校のHPや連絡メーリングリストなどで、度々生徒や保護者に連絡していますか。
 - HPなどから簡単にアクセスできるようになっていますか。

これらの項目は現職教員研修で使われたものであるが、今後このような基本的かつ具体的な事項から広がる校内CB議論が、適宜行われることを期待したい。

一方、学校HPでの情報公開に関して、作業を簡便化し、公開促進を図る項目形式を提供するシステム開発研究が進められている(たとえば 豊福晋平, 2008)。このような関連領域と輻輳させた議論や研究は、CBの学校問題としての対象化を促進でき重要と考える。

8. 付 記

本稿は、本年度千葉県内で実施した教員免許更新講習試行で使用した教科書(吉田雅巳, 2008)の内容に加筆修正したものである。

参考引用文献

- ITmedia (2008, 6月12日) 犯行予告収集サイト「予告in」公開「0億円, 2時間で作った」。IT Media Newsベンチャー人, From www.itmedia.co.jp/news/articles/0806/12/news036.html
- NTTデータ経営研究所 (2007) 我が国の社会生活におけるICT利用に関する調査。東京: 総務省情報通信政策局情報通信経済室
- 佐藤佳弘 (2007) 生活情報化の歩む道 デモネ技術の行

- 方。情報管理, Vol. 50, No. 10, pp. 644-648
- 玉田和恵 (2007) 情報モラルを取り巻く現状と校内研修のあり方について。平成19年度文部科学省委託事業情報モラルセミナー, 山形
- 豊福晋平 (2008) 学校広報を前提としたウェブサイト導入プログラム。日本教育工学会研究報告集, JSET08-4, pp. 155-160
- 文部科学省 (2007) 「ネット上のいじめ問題」に対する喫緊の提案について。子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議提案, Retrieved June 1, 2008, From www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/040/toushin2/071227.pdf
- 吉田雅巳 (2008) ネットいじめの理解と対応。In 教育の最新事情 教員免許更新制・予備講習テキスト2008年 (pp. 89-99), 千葉：千葉大学教育学部附属教育実践総合センター
- Beran, T. and Li, Q. (2005) Cyber-Harassment: A Study of a New Method for an Old Behavior. *Journal of Educational Computing Research*, Vol. 32, No. 3, pp. 265-277.
- Coleman, D. (2003, July 17) Slideshow: Making Friends in High Places. *Wired News*.
- Feinberg, T. (2003) Bullying Prevention and Intervention. *Principal Leadership Magazine*.
- Jackson, C. (2006) E-bully. *Teaching Tolerance*, Vol. 50, p. 53.
- Li, Q. (2007) New Bottle but Old Wine: A Research of Cyberbullying in Schools. *Computers in Human Behavior*, Vol. 23, No. 4, pp. 1777-1791.
- Rheingold, H. (2002) *Smart Mobs: The Next Social Revolution*. Perseus Books Group.
- Smith, P.K., Mahdavi, J., Carvalho, M. and et al. (2006) An Investigation into Cyberbullying, its Forms, Awareness and Impact, and the Relationship Between Age and Gender in Cyberbullying. Report to the Anti-Bullying Alliance, January.
- Terdiman, D. (2003, July 25) Web Cliques Too Cool for School. *Wired News*.
- Thailand Cyber University (2006) *Thailand Cyber University Biography*. Ministry of Education, Thailand.
- Willard, N. (2004) *Educator's Guide to Cyberbullying Addressing the Harm Caused by Online Social Cruelty*. Center for Safe and Responsible Internet Use.
- Willard, N. (2005) *Educator's Guide to Cyberbullying and Cyberthreats*. Center for Safe and Responsible Internet Use.
- Willard, N. (2007, May 22) *Cyber Savvy: Supporting Safe and Responsible Internet Use*. Retrieved June 1, 2008, From www.education-world.com/a_tech/columnists/willard/willard007.shtml
- Yoshida, M. (2008, July 4) Externalities for New Mode of Education with Broadband in Rural Schools. Paper Presented at the ASEAN Science and Technology Week (ASTW) Conference, Manila: Philippines.